

文京区障害者日中活動系サービス推進事業について

文京区福祉部障害福祉課

日頃から、文京区における障害者福祉行政にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、本区では平成 23 年度より「文京区障害者日中活動系サービス推進事業」を行っています。

この資料では、文京区障害者日中活動系サービス推進事業の概要等についてお知らせいたします。

なお、記載の内容は令和 8 年度までの制度見直しの内容を反映したものとなっております。

1 補助対象者

社会福祉法人、特定非営利活動（NPO）法人、一般財団法人（公益財団法人を含む）、一般社団法人（公益社団法人を含む）、医療法人、学校法人、宗教法人（株式会社など営利を目的とする法人、公立の事業所等を除く）

2 補助対象事業所

法人が区内に設置し、かつ、適正な運営を行っている事業所であって、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援のいずれか一つ以上を行う事業所（障害者支援施設を除く。）

3 補助内容

(1) 基本補助

- ① 3 年（当該年度及び過去 2 か年度）に一度、東京都の福祉サービス第三者評価を受審している場合
→ 各月初日の**在籍者数**（定員を上限）×17,000 円×月数
- ② 3 年（当該年度及び過去 2 か年度）に一度、東京都の福祉サービス第三者評価を受審していない場合
→ 各月初日の**在籍者数**（定員を上限）×8,000 円×月数

ただし、新規開設事業所については、開設から 3 年（開設年度の翌々年度まで）に一度以上、東京都の福祉サービス第三者評価を受審した場合に、①に該当するものとして取り扱う（開設年度の翌年度までは未受審であっても①に該当するものとする。初回の受審後は、①及び②のとおりとする。）

(2) メニュー選択式加算

下記 6 項目中 3 項目以上を満たした場合

年度初日の在籍者数（定員を上限）×72,000 円

※医療的ケア児を受け入れている事業所の場合、下記金額が加算される

年度当初の医療的ケア児の人数（定員を上限）×98,000 円

① 前年度の末日時点で重度者を多く受け入れている

「重度者」とは…

【生活介護】

障害支援区分 4～6 の方

※区分 4 の場合、行動関連項目が 10 点以上の方

※50 歳以上の場合、一つ上位の区分とみなす

【自立訓練、就労継続支援 A 型・B 型、就労移行支援】

次のいずれかの利用者

- 障害支援区分 4～6 の方
- 身体障害者手帳 1 級以上の方
- 愛の手帳 1 度の方
- 精神保健福祉手帳 1 級の方
- 障害基礎年金 1 級を受給している方

※区分 4 の場合、行動関連項目が 10 点以上の方

※50 歳以上の場合、一つ上位の区分とみなす

「多く」とは…

上記に当てはまる利用者を前年度に 30%以上受け入れていること

② 当該年度の初日時点で医療的ケアを要する者を 1 名以上受け入れている

「医療的ケアを要する者」とは…

「人工呼吸器の管理」、「気管切開の管理」、「鼻咽頭エアウェイの管理」、「酸素療法」、「吸引」、「ネブライザーの管理」、「経管栄養」、「中心静脈カテーテルの管理」、「皮下注射」、「血糖測定」、「継続的な透析」、「導尿」、「排便管理」、「痙攣時の坐剤挿入・吸引・酸素投与・迷走神経刺激装置の作動等の処置」のうち、いずれか 1 つ以上に該当する者

③ 当該年度の初日時点でグループホームのバックアップ施設である

指定障害福祉サービス事業所として指定を受けているグループホームに対して、事業者指定上、「**連携体制等**」として登録されていること

ただし上記以外に、

- ① グループホームの従業者に対する利用者支援ノウハウの提供
 - ② 世話人が欠けたときの緊急対応、研修受講などによる不在時の対応
- などの連携体制を有している事業所については加算要件に認められる可能性あり

④ 直近4年間のいずれかで東京都障害福祉計画に定める就労移行実績を達成している

「東京都障害福祉計画に定める就労移行実績を達成」とは…

事業所における直近4年間の就労移行実績が、令和3年度と比較して、

- ・ 生活介護、自立訓練、就労継続支援 B 型 1.28 倍
- ・ 就労継続支援 A 型 1.29 倍
- ・ 就労移行支援 1.31 倍

となっている。

※令和3年度の移行実績がない場合、直近4年間（令和4年度から令和7年度）のいずれかの年度において、2人以上の就労移行実績があれば該当。

○就労継続支援 B 型の事業所は、「直近3年間のいずれかで別に定める工賃実績(下記)を達成している」場合も、就労移行実績を達成したものとみなす。

「工賃実績」とは…

事業所の平均工賃（令和4年度実績）が、

- ・ 21,489 円以上の場合 21,489 円以上かつ前年度から 1 割増
- ・ 21,489 円未満の場合 21,489 円以上

※「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」（令和6年3月29日改正障発0329第42号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定める計算方法で算定するものとする。

⑤ 地域移行者を1人以上受け入れている

「地域移行者」とは…

- ・ 障害者支援施設を退所して1年以内の者
 - ・ 精神病床から退院して1年以内の者
- ※入院期間が1年以上の方のみ対象

- ⑥ 3年（当該年度及び過去2か年度）に一度、都が指定する研修を受講した事業所の職員が1人以上おり、かつ、年度ごとに事業所内研修（都が指定する研修を踏まえものに限る）を実施している

「都が指定する研修」とは…

- 障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修
- 障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修「障害福祉サービス等人材育成・定着支援セミナー（研修動画配信）」
- 障害者虐待防止・権利擁護研修【障害者福祉施設等職員研修（講義部分）】
- 障害者虐待防止・権利擁護研修【障害者福祉施設等職員研修（演習部分）】
- 東京都障害者ピアサポート研修
- 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）
- 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）
- 医療的ケア児等受入促進研修
- マッチングスキル等向上研修
- 医療機関連携スキル向上研修
- 定着支援研修
- 工賃アップセミナー 基礎編
- 工賃アップセミナー 応用編
- 工賃アップセミナー 体験編
- 経営維持向上セミナー

(3) 障害者等雇用加算

下記の対象者を職員配置以外に雇用し、その総雇用時間が400時間以上である事業所について、総雇用時間数に応じて下記の表に定める額

【対象者】

- ① 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

- ② 満65歳以上70歳未満の者

（令和8年度から令和11年度までにおける経過措置）

令和8年度	満61歳以上66歳未満の者
令和9年度	満62歳以上67歳未満の者
令和10年度	満63歳以上68歳未満の者
令和11年度	満64歳以上69歳未満の者

- ③ 母子家庭の母又は寡婦（父子家庭の父等も含む）

※特定就職困難者雇用開発助成金など、他の公的補助の対象となる者は除

総雇用時間数と単価額

総雇用時間数	単価(年額)
400～799 時間	435,000 円
800～1,199 時間	726,000 円
1,200～1,599 時間	1,016,000 円
1,600～1,999 時間	1,306,000 円
2,000～2,399 時間	1,597,000 円
2,400 時間以上	1,887,000 円

(4) 第三者評価受審経費

当該年度に受審した場合 1 事業所あたり 600,000 円 (上限)

※受審する年の交付申請の際に、第三者評価受審経費の見積書 (交付申請時に見積書を未取得の場合は、予算書や事業計画書等の受審予定が分かるもの) の写しを添付してください。

見積書の金額が 600,000 円未満の場合は、見積書の金額が第三者評価受審経費の申請額となります。

600,000 円は上限額となりますのでご注意ください。

4 申請等の方法

別紙 1 「申請等の流れについて」、別紙 2 「提出書類一覧」をご参照ください。

5 お支払いについて

年度当初の申請に基づき交付決定し、4 回に分けて交付いたします (概算払)。

第一回交付 5 月上旬～6 月上旬※

第二回交付 7 月中

第三回交付 10 月中

第四回交付 翌年 1 月中

※本補助金は、区が交付決定事業者へ交付する補助金の全額を、区が都から補助金の交付を受けて実施しています。

そのため、年度当初に都が本補助金の都要綱改正を行った場合、その内容に合わせて区も区要綱改正を行う必要があります。その場合は、区の要綱改正が決定した後に各事業所へ新年度の補助金交付申請についてご案内するため、交付決定及び第一回の支払いスケジュールが遅くなりますのでご了承ください。

- 実績額が交付決定額を上回る場合 (例：年度途中で利用者が増加した等) は、変更交付申請を行う必要があります。別途、区からご案内いたしますので、該当する事業所におかれましては、利用者の増加等が判明した時点で、早急に区へご連絡ください。

- 最終的に、翌年4月中旬までに実績報告書を提出していただき、清算を行います。
清算した結果、実績額が交付決定額を下回った事業所については、超過交付額を返還していただきます。

※超過交付の場合、ご提出いただいた実績報告について庁内の決裁が完了し、補助金額が確定しましたら、補助金額確定通知書と併せて区から返還金の納付書をお送りしますので、指定期日までにご納付ください。

※返還が発生しない事業所については、庁内の決裁完了後に、補助金額確定通知書を区からお送りいたします。

6 Q&Aについて

別紙3「よくある質問一覧」をご参照ください。

7 補助金交付申請書提出及びお問い合わせ先

補助金交付申請書提出及びお問い合わせ先は、以下のとおりとなります。

ご不明な点等がございましたら、お問い合わせください。

①【身体障害者・知的障害者を受け入れている事業所】

文京区福祉部障害福祉課障害者施設担当

TEL 03-5803-1285

FAX 03-5803-1352

②【精神障害者のみ受け入れている事業所】

文京区保健衛生部予防対策課精神保健担当

TEL 03-5803-1847

FAX 03-5803-1355